

議第10号

高山市情報公開条例の一部を改正する条例について

高山市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

独立行政法人通則法の改正に伴い改正しようとする。

高山市情報公開条例の一部を改正する条例

高山市情報公開条例（平成11年高山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(非公開とする行政情報)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政情報については、非公開とすることができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)~(8) (略)</p>	<p>(非公開とする行政情報)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政情報については、非公開とすることができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)~(8) (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。